

大分県報

令和三年
第一七七号
一月二十九日

（金曜日）

目次

告示

青少年に有害な興行の指定.....	一
解除予定保安林（二件）.....	一
土地収用法による事業の認定.....	一
土地改良区の役員退任.....	三

告示

大分県告示第七十一号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和三年一月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令三・一・一五	映画	ギャル番外地 シメさせてもらいます	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	性感治療 股ぐらの処方箋	オーピー映画	
〃	〃	団地の色情 奥さんが帰る前に・・・	新東宝映画	
〃	〃	桃尻天使 柔らかな感じ	大蔵映画	

緊縛の情事 新東宝映画

大分県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和三年一月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

一 解除予定保安林の所在場所

日田市天瀬町出口字悪敷山三九五二番二四（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第七十三号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和三年一月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

一 解除予定保安林の所在場所

国東市安岐町掛樋字藤ヶ谷一番七九

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

大分県告示第七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和三年一月二十九日

令和三年一月二十九日

大分県報（告示）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 起業者の名称

大分市

二 事業の種類

大南地区スポーツ施設整備工事及びこれに伴う附帯工事

三 起業地

1 収用の部分

大分県大分市大字下判田字尾迫及び字若林並びに大字竹中字長谷原及び字上長谷

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県大分市大字下判田及び大字竹中の九万六千六百六十二・三七平方メートルの土地を起業地とする大南地区スポーツ施設整備工事及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）である。本件事業のうち、大南地区スポーツ施設整備工事（以下「本体事業」という。）は、大分市が、各種スポーツ競技施設（野球場、サッカー兼ラグビー場、テニスコート及び多目的グラウンド）・ジョギングロード・園内道路・駐車場を同市市民がスポーツに親しむ場として整備するものであり、法第三十三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する広場及び運動場に関する事業に該当する。また、附帯工事（以下「附帯事業」という。）は、スポーツ施設へアクセスするための取付道路及び雨水排水量の調整を行うための調整池を整備するものであり、同条第三十五号に掲げる本体事業に欠くことのできない通路及び池井に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者である大分市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

大分市は市内各地域にスポーツ施設を整備しているところ、大南地域における人口

一人当たりのスポーツ施設数は〇・三七であり、同市の他の地域における平均施設数である〇・九八と比較して著しく小さく、大南地域の住民は、スポーツを行う場が他の地域の住民より少ないという不利益を受けているものである。

本件事業の完成により、大南地域における人口一人当たりのスポーツ施設数は一・八六となり、こうした不利益が解消される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者の調査によると、起業地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定により保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、起業地内には、史跡や周知の埋蔵文化財包蔵地等の存在は認められない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業は、大分市内におけるスポーツ施設の配置の不均衡を是正するために施行されるものである。そのため、大分市が設置している他のスポーツ施設の多くに整備されている多目的グラウンド、野球場及びテニスコートを主として整備するものである。さらに、これらの施設は地元住民が要望する施設とも合致しており、適切なものと認められる。

また、起業地は地元住民からなる検討委員会の選定した候補地のうちから土地の利用状況や事業に要する費用等を勘案して選定されたものであり、その選定は適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業計画は合理的であると認められる。

(四) 小括

以上のとおり、本件事業を実施することによって得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると前者が後者に優越すると認められ、また、本件事業計画には合理性が認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

本件事業を整備する大南地域の住民は、長年、同地域にスポーツ施設を整備するこ

とを切望し、行政に対して、スポーツ施設の早期整備を要望している。このため、本件事業には早期に施行される必要性が認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていないことから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

大分市役所企画部スポーツ振興課

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、玖珠町土地改良区（玖珠郡玖珠町）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役 名

氏 名

住 所

理 事

梅 木 義 正

玖珠郡玖珠町大字山田一七二六番地の二

令和三年一月二十九日

大分県報（告示・公告）